

# 兵庫県公報

令和3年4月20日 火曜日 第200号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

|   | ページ |
|---|-----|
| <b>告 示</b>                                      |     |
| ○ 公印の新調（文書課）                                    | 1   |
| ○ 知事許可漁業の制限措置の内容等（水産課）                          | 1   |
| ○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置及び構造等の変更許可申請の概要（水大気課） | 2   |
| ○ 神戸国際港都建設道路事業の認可（道路街路課）                        | 8   |
| ○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）                         | 8   |
| ○ 道路の区域の変更及び在来道路の供用廃止（同）                        | 9   |
| ○ 道路の区域の変更（同）                                   | 9   |
| ○ 月刊兵庫教育に係る頒布代金の収納事務の委託（県立教育研修所）                | 10  |
| <b>公 告</b>                                      |     |
| ○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）                       | 10  |
| ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）                           | 11  |
| ○ 同上（同）   | 12  |
| ○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）                        | 13  |
| ○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（同）                           | 14  |
| ○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（北播磨県民局）                | 15  |
| <b>公安委員会告示</b>                                  |     |
| ○ 技能検定員審査の実施                                    | 16  |
| ○ 教習指導員審査の実施                                    | 17  |

## 告 示

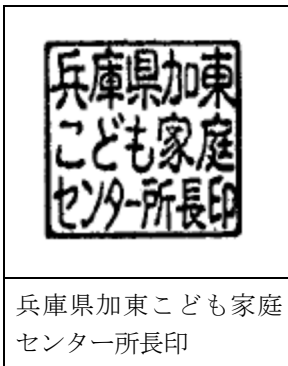
### 兵庫県告示第486号

次に掲げる公印を新調し、令和3年4月1日からその使用を開始した。

令和3年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

新調公印の名称及び印影



兵庫県加東こども家庭  
センター所長印

### 兵庫県告示第487号

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、兵庫県漁業調整規則（令和2年兵庫県規則第48号）第4条第1項第7号に掲げる

五智網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和3年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

| 地区  | 制限措置    |      |                    |          |      |    |           |
|-----|---------|------|--------------------|----------|------|----|-----------|
|     | 漁業種類    | 操業区域 | 漁業時期               | 推進機関の馬力数 | 総トン数 | 隻数 | 漁業を営む者の資格 |
| 西二見 | あじ五智網漁業 | 別記の1 | 6月1日から<br>12月31日まで | 定めなし     | 定めなし | 4隻 | 定めなし      |
| 育波  | 同上      | 別記の2 | 6月1日から<br>11月30日まで | 同上       | 同上   | 5隻 | 同上        |

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年4月30日から同年5月31日まで

3 備考

(1) 許可の有効期間

この告示に係る許可の有効期間は、許可の日から令和4年5月31日までとする。

(2) 許可又は起業の認可に付する条件

この告示に係る許可又は起業の認可には、「あじを目的とする一本釣り、ひき縄漁業の操業を妨げてはならない」旨の条件を付けることがある。

別記 操業区域

(注) 以下に掲げる操業区域のうち「共同漁業権の区域を除く。」とある操業区域については、協定等により漁業権を有する者から共同漁業権の区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、同意のあった共同漁業権の区域を操業区域に含めるものとする。

1 明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「明石市古波止から高砂市東播磨港伊保灯台までの海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。

2 淡路市野島江崎から室津に至る地先海面。ただし、共同漁業権の区域を除く。

なお、共第24号の共同漁業権を有する者から、同号の共同漁業権区域を操業区域に含めることについて同意がある場合は、「淡路市野島江崎から室津に至る地先海面及び共第24号共同漁業権の区域。ただし、共第24号以外の共同漁業権の区域を除く。」とする。



兵庫県告示第488号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項及び第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置及び構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置及び構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

谷尾食糧工業株式会社

岡山県和气郡和气町和气814

代表取締役 谷尾 誠

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

谷尾食糧工業株式会社赤穂工場

赤穂市東有年字中河原48

(3) 特定施設に関する事項

|  |                         |                                 |            |         |         |
|--|-------------------------|---------------------------------|------------|---------|---------|
| 種  | 類                       | 4号イ 原料処理施設                      | 4号イ 原料処理施設 |         |         |
| 能  | 力                       | 150kg/回                         | 同 左        |         |         |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日                                |                         | 既 設                             | 同 左        |         |         |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日                                |                         | 既 設                             | 同 左        |         |         |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日                                |                         | 許可後                             | 同 左        |         |         |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間                              |                         | 夏期 8時～17時 8時間<br>冬期 8時～19時 10時間 | 同 左        |         |         |
| 使用時間の季節的変動の概要                                    |                         | あり                              | 同 左        |         |         |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値           | 区 分                     | 通常                              | 最大         | 通常      | 最大      |
|  | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水素指数) | 5.0～6.0                         | 4.8～6.5    | 5.0～6.0 | 4.8～6.5 |
|  | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L) | 650                             | 800        | 650     | 800     |
|  | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)   | 600                             | 700        | 600     | 700     |
|  | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)  | 250                             | 300        | 250     | 300     |
|  | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)  | 30                              | 50         | 30      | 50      |
|  | りん 含 有 量<br>(単位 mg/L)   | 6                               | 10         | 6       | 10      |
| 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                         | 7                               | 11         | 0.2     | 0.4     |

|            |         |          |         |          |         |                                 |         |
|------------|---------|----------|---------|----------|---------|---------------------------------|---------|
| 4号イ 原料処理施設 |         | 4号ロ 洗浄施設 |         | 4号ハ 洗浄施設 |         | 4号ニ 湯煮施設                        |         |
| 同 左        |         | 同 左      |         | 40kg/回   |         | 150kg/回                         |         |
| 同 左        |         | 同 左      |         | 許可後      |         | 既 設                             |         |
| 同 左        |         | 同 左      |         | 着手後7日    |         | 既 設                             |         |
| 同 左        |         | 同 左      |         | 完成後      |         | 許可後                             |         |
| 同 左        |         | 同 左      |         | 10時間     |         | 夏期 8時～17時 8時間<br>冬期 8時～19時 10時間 |         |
| 同 左        |         | 同 左      |         | なし       |         | あり                              |         |
| 通常         | 最大      | 通常       | 最大      | 通常       | 最大      | 通常                              | 最大      |
| 5.0～6.0    | 4.8～6.5 | 5.0～6.0  | 4.8～6.5 | 6.5～7.5  | 6.0～7.0 | 5.0～6.0                         | 4.8～6.5 |
| 650        | 800     | 650      | 800     | 50       | 75      | 650                             | 800     |
| 600        | 700     | 600      | 700     | 50       | 75      | 600                             | 700     |
| 250        | 300     | 250      | 300     | 50       | 75      | 250                             | 300     |
| 30         | 50      | 30       | 50      | 5        | 7       | 30                              | 50      |
| 6          | 10      | 6        | 10      | 1        | 2       | 6                               | 10      |
| 0.1        | 0.3     | 5        | 7       | 10       | 15      | 5                               | 7       |

|          |         |
|----------|---------|
| 4号ニ 湯煮施設 |         |
| 198kg/回  |         |
| 許可後      |         |
| 着手後7日    |         |
| 完成後      |         |
| 10時間     |         |
| なし       |         |
| 通常       | 最大      |
| 5.0~6.0  | 4.8~6.5 |
| 650      | 800     |
| 600      | 700     |
| 250      | 300     |
| 30       | 50      |
| 6        | 10      |
| 0.2      | 0.3     |

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

| 種 類   |                         | 排水処理施設               |             |             |             |             |             |             |             |
|---|-------------------------|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 変 更 前 後 の 区 分   |                         | 変 更 前                |             |             |             | 変 更 後       |             |             |             |
| 型   | 式                       | 活性汚泥法ラグーン            |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 構   | 造                       | コンクリート造              |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 主 要 寸 法   |                         | 40m×43m×2.6m         |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 能 力   |                         | 130m <sup>3</sup> /日 |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 汚 水 等 の 処 理 方 式   |                         | スクリーン・中和・生物酸化        |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 工 事 着 手 予 定 年 月 日   |                         | 既設                   |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 工 事 完 成 予 定 年 月 日   |                         | 既設                   |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 使 用 開 始 予 定 年 月 日   |                         | —                    |             |             |             | 許可後         |             |             |             |
| 使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間   |                         | 24時間連続               |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 使用時間の季節的変動の概要   |                         | な し                  |             |             |             | 同 左         |             |             |             |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値                   | 区 分                     | 処理前                  |             | 処理後         |             | 処理前         |             | 処理後         |             |
|   |                         | 通常                   | 最大          | 通常          | 最大          | 通常          | 最大          | 通常          | 最大          |
|   | 水 素 イ オ ン 濃 度<br>(水素指数) | 6.0～<br>6.5          | 4.8～<br>6.5 | 6.5～<br>7.5 | 6.0～<br>7.5 | 6.0～<br>6.5 | 4.8～<br>6.5 | 6.0～<br>7.5 | 6.0～<br>7.5 |
|   | 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L) | 600                  | 700         | 40          | 80          | 372         | 480         | 32          | 50          |
|   | 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)   | 650                  | 800         | 60          | 70          | 385         | 470         | 60          | 70          |
|   | 浮 遊 物 質 量<br>(単位 mg/L)  | 250                  | 300         | 50          | 80          | 194         | 257         | 50          | 80          |
|   | 窒 素 含 有 量<br>(単位 mg/L)  | —                    | —           | 2.3         | 2.9         | 20          | 31          | 2.3         | 2.9         |
| リン 含 有 量<br>(単位 mg/L)   | —                       | —                    | 0.39        | 0.52        | 4           | 7           | 0.39        | 0.52        |             |
| 使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大の量 (単位 m <sup>3</sup> /日) |                         | 50                   | 110         | 50          | 110         | 43.3        | 80          | 43.3        | 80          |

(5) 排出水の汚染状態及び量

| 変 更 前 後 の 区 分                   |     | 変 更 前 |  | 変 更 後 |       |
|---------------------------------|-----|-------|--|-------|-------|
| 排 水 口 名                         |     | No. 1 |  | No. 1 | No. 2 |
| 排 水 量<br>(単位 m <sup>3</sup> /日) | 通 常 | 50    |  | 43.3  | 2     |
|                                 | 最 大 | 110   |  | 80    | 2     |

|                         |    |         |         |         |
|-------------------------|----|---------|---------|---------|
| 水素イオン濃度<br>(水素指数)       | 通常 | 6.0~7.5 | 6.0~7.5 | 5.8~8.6 |
|                         | 最大 | 6.0~7.5 | 6.0~7.5 | 5.8~8.6 |
| 生物化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L) | 通常 | 40      | 32      | 10      |
|                         | 最大 | 80      | 50      | 10      |
| 化学的酸素要求量<br>(単位 mg/L)   | 通常 | 60      | 60      | 30      |
|                         | 最大 | 70      | 70      | 30      |
| 浮遊物質<br>(単位 mg/L)       | 通常 | 50      | 50      | 10      |
|                         | 最大 | 80      | 80      | 10      |
| 窒素含有量<br>(単位 mg/L)      | 通常 | 2.3     | 2.3     | 20      |
|                         | 最大 | 2.9     | 2.9     | 20      |
| りん含有量<br>(単位 mg/L)      | 通常 | 0.39    | 0.39    | 5       |
|                         | 最大 | 0.52    | 0.52    | 5       |

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和3年4月20日から同年5月11日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び赤穂市市民部環境課



**兵庫県告示第489号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可したので、同法第62条第1項の規定により告示する。

令和3年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 施行者の名称  
神戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
神戸国際港都建設道路事業  
3.6.35号 岩岡神出線
- 3 事業施行期間  
令和3年4月20日から令和10年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
兵庫県明石市大久保町大窪地内及び兵庫県神戸市西区上新地1丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし



**兵庫県告示第490号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年4月20日から供用を開始する。

その関係図面は、令和3年4月20日から2週間、但馬県民局養父土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三



| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                 |    |                  |              |    |
|--------------|---------------------------------------|----|------------------|--------------|----|
|              | 区間                                    | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>岩屋生野線  | 朝来市生野町猪野々字川淵8番4から<br>同市生野町猪野々字川淵8番4まで | 旧  | 12.0から<br>22.0まで | 52.0         |    |
|              |                                       | 新  | 14.0から<br>24.0まで | 52.0         |    |



**兵庫県告示第491号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和3年4月20日から在来道路の供用を廃止する。

その関係図面は、令和3年4月20日から2週間、北播磨県民局加東土木事務所において一般の縦覧に供する。  
令和3年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域                                 |    |                  |              |    |
|--------------|---------------------------------------|----|------------------|--------------|----|
|              | 区間                                    | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル)  | 延長<br>(メートル) | 備考 |
| 県道<br>三木三田線  | 三木市大塚字出張218番3から<br>同市志染町御坂字南大原553番4まで | 旧  | 6.0から<br>25.0まで  | 4,222.0      |    |
|              |                                       |    | 13.0から<br>74.0まで | 4,435.0      |    |
|              |                                       | 新  | 6.0から<br>25.0まで  | 1,999.0      |    |
|              |                                       |    | 13.0から<br>74.0まで | 4,435.0      |    |



**兵庫県告示第492号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和3年4月20日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

| 道路の種類<br>路線名 | 道路の区域 |    |                 |              |    |
|--------------|-------|----|-----------------|--------------|----|
|              | 区間    | 旧新 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) | 備考 |
|              |       | 旧  | 7.0から<br>19.0まで | 389.0        |    |

|             |   |   |        |       |     |
|-------------|---|---|--------|-------|-----|
| 県道<br>甘地福崎線 | 神崎郡福崎町山崎字前田610番1から<br>同郡同町福田字藤井317番12まで | 新 | 7.0から  | 389.0 | 予定地 |
|             |   |   | 19.0まで |       |     |
|             |   |   | 11.0から | 394.0 |     |
|             |   |   | 29.0まで |       |     |



**兵庫県告示第493号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、月刊兵庫教育に係る頒布代金の収納事務を委託した。

令和3年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 委託した歳入の名称  
月刊兵庫教育に係る頒布代金
- 2 委託した事務の範囲  
月刊兵庫教育に係る頒布代金の収納事務
- 3 委託した相手方の所在地及び名称並びに代表者氏名  
神戸市中央区北長狭通4丁目7番34号  
一般財団法人兵庫県学校厚生会 理事長 川原 芳 和
- 4 委託年月日  
令和3年4月1日
- 5 収納の方法  
収納受託者は、頒布代金の収納をするときは、その権限があることを示す証票又はその権限を証明する書類を収納義務者に示すものとする。

**公 告**

**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和3年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 マルアイ広峰店、スギ薬局姫路広峰店  
所在地 姫路市広峰一丁目806番地86
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|                |                    |         |
|----------------|--------------------|---------|
| 名称             | 住所                 | 代表者の氏名  |
| 株式会社マルアイ       | 加古川市神野町神野225番地1    | 藤田 佳 男  |
| スギホールディングス株式会社 | 愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4 | 杉 浦 広 一 |
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|          |                    |         |
|----------|--------------------|---------|
| 名称       | 住所                 | 代表者の氏名  |
| 株式会社マルアイ | 加古川市神野町神野225番地1    | 藤田 佳 男  |
| 株式会社スギ薬局 | 愛知県安城市三河安城町一丁目8番地4 | 杉 浦 克 典 |
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
令和3年12月1日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,659平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数  
89台
  - (2) 駐輪場の収容台数  
47台
  - (3) 荷さばき施設の面積  
64.0平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量  
16.1立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻    | 閉店時刻    |
|------------|---------|---------|
| 株式会社マルアイ   | 午前9時    | 午後9時    |
| 株式会社スギ薬局   | 午前6時30分 | 午後9時30分 |

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口2箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日  
令和3年3月31日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課
  - (2) 縦覧期間  
令和3年4月20日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
令和3年8月20日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和3年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 トナリエ清和台

所在地 川西市清和台東三丁目1番地8

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|           |                  |        |
|-----------|------------------|--------|
| 名称        | 住所               | 代表者の氏名 |
| 株式会社りそな銀行 | 大阪市中央区備後町二丁目2番1号 | 岩永省一   |

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|           |                  |        |
|-----------|------------------|--------|
| 名称        | 住所               | 代表者の氏名 |
| 株式会社りそな銀行 | 大阪市中央区備後町二丁目2番1号 | 東和浩    |

イ 変更後

|           |                  |        |
|-----------|------------------|--------|
| 名称        | 住所               | 代表者の氏名 |
| 株式会社りそな銀行 | 大阪市中央区備後町二丁目2番1号 | 岩永省一   |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

|            |                    |        |
|------------|--------------------|--------|
| 名称         | 住所                 | 代表者の氏名 |
| 株式会社富士装飾工業 | 大阪府池田市新町3番13号      | 大西孝志   |
| 株式会社プレナス   | 福岡市博多区上牟田一丁目19番21号 | 塩井辰夫   |
| 株式会社関西サプライ | 川西市東畦野5-10-6       | 坪田哲    |

外6者

イ 変更後

|            |                   |        |
|------------|-------------------|--------|
| 名称         | 住所                | 代表者の氏名 |
| 株式会社関西サプライ | 川西市東畦野5-10-6      | 坪田哲    |
| 株式会社キャンドゥ  | 東京都新宿区北新宿二丁目21番1号 | 城戸一弥   |
| 株式会社ワコー商会  | 伊丹市萩野八丁目54        | 福本鉄雄   |

外4者

4 変更年月日

令和2年7月31日ほか

5 届出年月日

令和3年3月24日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和3年4月20日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和3年8月20日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和3年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 アクロスプラザ西脇  
 所在地 西脇市高田井町55-1
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 名称 住所 代表者の氏名  
 第一リース株式会社 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号 長津克司
- 3 変更事項  
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 変更前  
 名称 住所 代表者の氏名  
 有限会社魚松 西脇市和田町634-131 長井泰道  
 株式会社イトウゴフク 岡山市南区千鳥町5番1号 伊藤龍夫  
 株式会社西松屋チェーン 姫路市飾東町庄266番地の1 大村禎史
  - (2) 変更後  
 名称 住所 代表者の氏名  
 有限会社魚松 西脇市和田町634-131 長井泰道  
 株式会社イトウゴフク 岡山市南区千鳥町5番1号 伊藤龍夫  
 株式会社西松屋チェーン 姫路市飾東町庄266番地の1 大村浩一
- 4 変更年月日  
 令和2年8月21日
- 5 届出年月日  
 令和3年3月30日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 令和3年4月20日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
 令和3年8月20日
  - (2) 提出先  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和3年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) スーパーマルハチ硯町店  
 所在地 明石市硯町一丁目33番2ほか
- 2 法第8条第1項の規定により明石市から聴取した意見の概要
  - (1) 設置予定の機器には、環境の保全と創造に関する条例に基づく特定施設となる機器があるものの規制基準を超過となるおそれはないと思われる。なお、店舗設置後も関係法令を遵守するとともに、周辺環境の保全に努められたい。
  - (2) 周辺自治会長、王子まちづくり協議会長、王子校区連合自治会長、林校区まちづくり協議会長、林校区連合町内会長など、地域住民への事前説明を行い、出された意見・要望等に十分に配慮し、不安の解消に

努めること

- (3) 店舗周辺の道路は園児、児童及び生徒が通学路として使用しているため、交通誘導員の常時配置等、安全確保の対策に努められたい。
- (4) 他校生との交流の拠点となるような遊戯施設の設置を避けるなど、生徒指導の観点に配慮されたい。
- (5) 近隣トラブル、店舗利用者、店舗に対するトラブルの回避に努められたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和3年4月20日から1月間



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和3年4月20日

兵庫県知事 井戸 敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゴダイドラッグ日高パーク店、良酒市場さけぞう

所在地 豊岡市日高町祢布1037番 ほか

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

|         |                    |        |
|---------|--------------------|--------|
| 名称      | 住所                 | 代表者の氏名 |
| ゴダイ株式会社 | 姫路市綿町104番地スクエアビル2F | 浦上 晃之  |
| 山根 いつ子  | 豊岡市日高町岩中40番地の5     |        |

3 変更事項

(1) 駐輪場の位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

ア 変更前

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|------------|------|-------|
| ゴダイ株式会社    | 午前9時 | 午後10時 |
| 有限会社さけぞう   | 午前8時 | 午後8時  |
| 未定         | 午前9時 | 午後10時 |

イ 変更後

| 小売業を行う者の名称 | 開店時刻 | 閉店時刻  |
|------------|------|-------|
| ゴダイ株式会社    | 午前9時 | 翌午前0時 |
| 有限会社さけぞう   | 午前8時 | 午後8時  |
| 未定         | 午前9時 | 午後10時 |

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

ア 変更前

午前7時30分から午後10時30分まで

イ 変更後

午前7時30分から翌午前0時30分まで

4 変更年月日

令和3年12月1日ほか

5 上記3の変更に係るもの以外の事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

|         |                    |        |
|---------|--------------------|--------|
| 名称      | 住所                 | 代表者の氏名 |
| ゴダイ株式会社 | 姫路市綿町104番地スクエアビル2F | 浦上晃之   |
| 山根いつ子   | 豊岡市日高町岩中40番地の5     |        |
- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,901平方メートル
- (3) 駐車場の位置及び収容台数（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）  
51台
- (4) 駐輪場の収容台数  
20台
- (5) 荷さばき施設の位置及び面積（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）  
71平方メートル
- (6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）  
17.4立方メートル
- (7) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置（位置の詳細については、縦覧に供する関係書類に示すとおり。）  
出入口3箇所
- (8) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後10時まで

6 届出年月日

令和3年3月31日

7 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課
- (2) 縦覧期間  
令和3年4月20日から4月間

8 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限  
令和3年8月20日
- (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和3年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

三木市口吉川町吉祥寺字谷45番5の一部、123番、124番1の一部、124番10、124番11、124番12の一部、124番13の一部、128番の一部、313番の一部、332番の一部、334番から336番までの各一部、337番から340番まで、341番から344番までの各一部、347番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

大阪府和泉市テクノステージ二丁目3番28号  
大栄環境株式会社 代表取締役 金子文雄

3 許可年月日及び許可番号

令和3年3月30日

兵庫県指令北播(加土)(建)第1-29号(2三木)

## 公安委員会告示

## 兵庫県公安委員会告示第128号

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査(以下「技能検定員審査」という。)について、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年4月20日

兵庫県公安委員会

委員長 奥谷勝彦

## 1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(準中型)、技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)、技能検定員審査(牽引)、技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)

## 2 技能検定員審査の期日

令和3年6月6日(日)から同月19日(土)まで

## 3 技能検定員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

## 4 技能検定員審査の申請手続

## (1) 提出書類

## ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和3年4月20日(火)から同月22日(木)までの午前9時から午後5時まで(最終日の配布は午後4時30分までとする。)の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)、技能検定員審査(準中型)、技能検定員審査(普通)、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)又は技能検定員審査(牽引)を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証の写し

ウ 技能検定員審査(大型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証(大型)の写し

エ 技能検定員審査(中型二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証(中型)の写し

オ 技能検定員審査(普通二種)を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び技能検定員資格者証(普通)の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

## (2) 提出期間

令和3年4月20日(火)から同月22日(木)までの午前9時から午後5時まで

## (3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

## (4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和3年4月22日(木)までの消印のあるものに限り受け付ける。

## (5) 審査手数料

ア 技能検定員審査(大型)、技能検定員審査(中型)又は技能検定員審査(準中型)を受けようとする者にあつては23,400円、技能検定員審査(普通)を受けようとする者にあつては19,500円、技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)又は技能検定員審査(牽引)を受けようとする者にあつては14,700円、技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)又は技能



検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては21,500円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

#### 5 携行品

運転免許証及び筆記用具

#### 6 合格者の発表

令和3年7月15日（木）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

#### 7 技能検定員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628 内線433、434



### 兵庫県公安委員会告示第129号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項において準用する規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和3年4月20日

兵庫県公安委員会

委員長 奥谷勝彦

#### 1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

#### 2 教習指導員審査の期日

令和3年6月6日（日）から同月19日（土）まで

#### 3 教習指導員審査の場所

明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

#### 4 教習指導員審査の申請手続

##### (1) 提出書類

##### ア 審査申請書1通

審査申請書は、令和3年4月20日（火）から同月22日（木）までの午前9時から午後5時まで（最終日の配布は午後4時30分までとする。）の間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送による受取を希望する場合は、受取人の住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に84円相当額の郵便切手を貼り付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（準中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証の写し

ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（大型）の写し

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（中型）の写し

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証の写し及び教習指導員資格者証（普通）の写し

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類等の写し

## (2) 提出期間

令和3年4月20日（火）から同月22日（木）までの午前9時から午後5時まで

## (3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

## (4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、令和3年4月22日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## (5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）又は教習指導員審査（準中型）を受けようとする者にあつては14,550円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては11,850円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,650円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては12,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書に貼り付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

## 5 携行品

運転免許証及び筆記用具

## 6 合格者の発表

令和3年7月15日（木）午後1時30分から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

## 7 教習指導員審査についての問合せ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628 内線433、434